條々書事

一 出稼之者宗門帳ニ而所持其外他国
江参り候者ハ兼而送り状を以申
出可申候、ゆめゆめ隠し置申間敷事

右之趣急度相守可申候、若相背候ハヽ
依之如件

辰五月

役所

以之儀ニ付……
……
……
……
……
一 ……
……
右之者共……
……以上

六月十五日

……

向……様

右者……
……
……

中渡

一

本線単羽織一
白米八种
清酒壱种
薬たきゝ三把
別渡
手拭 二筋
薬たきゝ二把 ツヽ

ハウヤ 燒ケソ
平土人 シケシロ
平土人 シタンカタ
トベンナイ 平土人 サンロク

下 ケ 札

平方大浅今般
公浅ハ 給出ハ厚ク所与意ニ就雅ニ感戴いたし、月代料ニ利
賀を給遍ニ場俗ハしハ浅ハ他一体ニ浅ハ厚ク所与意ニ就雅ニ感戴ニ可ニ
依ミカケソヒ並ニ小供格シケシロハ平ク所用所用向をもあ為寿土産ニ
シタンカタサンロクヒ土産ニ格中ニ付ク以来白米浅を含しハ浅ハ寒ニ上取
席上ニ着ニ着先ニ 御関見ニ衣服ニ用ニ付ク御ニ着ニ

一

本線単羽織一
白米八种
清酒壱种
薬たきゝ三把
別渡
手拭二筋
薬たきゝ二把 ツヽ

アカシトク
モウキツ
リヤコタン
フンヘ
ユヱトイ
チホキシテ
トベンナイ
タロウ
ツンコロマナイ
セマカタ
トンベツ
シラムランケ
シヨナイ
トツヘ
ユサシ
シヨ
モンベツ
カツホチ
ユウベツ
ヤロ

一 さ方大浅今般
公浅ハ 給出ハ厚ク所与意ニ就雅ニ感戴いたし、カケソ和三人ニ引渡

月代并ニ新鋳銭通用ニ付御触之趣被仰付候ニ付依之此節白米價
之儀令下落候ニ付運上銀并ニ米金之儀 御用役ニ而被仰聞候
米直段并諸色直下ケ之儀[illegible]上為可致候義書面之通ニ被成置候

辰
六月

覚
一 結構縮一反
　代壱貫弐百文
一 白米 壱升
　代三百文
一 清酒 壱升
　代四百文
一 薬種 壱匁
　代弐百文
一 [illegible] 代[illegible]文
一 [illegible]永市[illegible]文

茶屋
　白餅 一ツ ニ付
　代[illegible]文
一 菓子 壱ツ 二把
　代[illegible]文
一 酒 [illegible]文
　代[illegible]文
一 [illegible]永[illegible]文

右之通[illegible]五[illegible]以下大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
茶屋ニ通[illegible] 中山

辰六月十一日御用番[illegible]十済
同十一日[illegible]
同十七日済[illegible]

中済

支配人
八右衛門
横目役
又五郎

一 去ル方木伐取候ニ付[illegible]土人[illegible]中[illegible]
御[illegible]人[illegible]候[illegible]
[illegible]

一 去ル方木伐取土人[illegible]世話[illegible]
[illegible]

当人

辰三月廿日[illegible]済

当末 七郎[illegible]

小松[illegible]地[illegible]
[illegible]入[illegible]
[illegible]

一 河原三郎右衛門
[illegible]
[illegible]

[illegible]